

はしがき

本書は、会社法の一研究者として、これまで32年間の拙い研究成果（公刊論文等）をベースに再検討して、修正・編集したモノグラフである。

ふり返ってみれば、1988（昭63）年、福岡大学大学院法学研究科で恩師・蓮井良憲教授の薫陶を受けることとなり、会社法研究の道を歩み始めた。修士論文「米国証券2法における証券（Security）概念—株式（Stock）を中心として—」（1990年）では、当時米国における支配株式の譲渡に関し、経営支配権の移転を伴うことから単なる証券取引とは異なり、連邦証券2法（1933年証券法・1934年証券取引所法）の適用が排除されるとする“Sale of Business Doctrine”について探究を試みた。最終的に、Sale of Business Doctrine は連邦最高裁において否定されたが、出資者（株主）としての実体的な権利と投資者の立場からみた証券取引上の保護との関係を考えるよい機会となった。

1994（平成6）年4月、新設された福山平成大学経営学部就職し、会社に対する株主権による影響力行使として、専らその手段となる株主提案について研究することとした。当時の状況は、本来、株主総会は会社の最高意思決定機関であるにもかかわらず、一部の社会派株主による反原発運動の場として株主提案権が活発に利用され、イメージ的にも好ましくはなかった。そこで、株主提案権の行使状況を踏まえて、株主と会社の意思形成（コミュニケーション）の活性化のため、株主提案の在り方について考えることとした（拙稿「いわゆる社会派株主の活動と株主総会の役割」）。そして、比較法的観点として米国における株主提案の変遷を概観し、日本法への示唆を探ることとした（拙稿「米国における株主提案規制の在り方」）。

2003（平成15）年4月には、松山大学法学部に移籍し、2008（平成20）年9月から米国 Southern Methodist University (SMU) Dedman School of Law の Marc I. Steinberg 教授の下で、1年間 Visiting Scholar として国外研究を行った。米国の株主提案に関しては、本来、各州会社法において規律すべきものであるにもかかわらず、実際には連邦レベルとして証券取引委員会（SEC 規則）

によって規律されていることから、日本法との相違点について考察を行った（拙稿「アメリカにおける株主提案の最近の動向」）。帰国後は、日本における株主提案権の理論的な課題について検討した（拙稿「日本における株主提案権の射程範囲」、「株主提案権の拒絶と総会決議取消事由」）。また2015（平成27）年9月、国内留学として法政大学法学部の荒谷裕子教授の講義およびゼミに1年間参加する機会を得て、ソフトローによる株主提案に対する規律について考えてみることにした（拙稿「株主提案権に対するソフトローの意義」）。以後、株主総会と株主提案の関わりについて実務的な検証も重ねた（拙稿「『建設的な対話の場』としての株主総会への取組み」、「『建設的な対話』における株主提案権の効用」、「定款に基づく株主提案の許否—ヨロズ仮処分事件抗告審決定—」）。

一応の着地点は、会社の意思として株主総会決議における株主提案の位置づけの立法論も踏まえ、その可能性を検討してみた（拙稿「株主総会決議と会社の意思」、「ESGに関する株主提案について」）。

なお、時系列による研究成果の公表は以上のとおりであるが、1冊の本にまとめるための構成としては、近年の株主総会における対話の歴史（第1章）に続き、株主提案権の概要とその射程（第2章）、米国における株主提案制度（第3章）、株主提案権と株主総会決議（第4章）、ソフトローによる株主提案（第5章）、今後の株主提案への課題（第6章）、おわりに、としている。一部著述に関して重複がみられるが、省略することによりかえって内容が分かりにくくなると思われる部分については、そのまま残すこととした。さらに、初出一覧の論文に対し、適宜、原文の一部修正や組替え、ポップアップ的な補足説明、字句の訂正・統一など施している。

筆者は、福岡大学大学院（博士課程後期2年）時代から、九州大学産業法研究会（蓮井良憲／第2代会長、森淳二郎／第3代会長、西山芳喜／第4代会長、徳本穰／現会長）において多くの先生方からご教示を賜り、何とかここまで来ることができたことに心から感謝申し上げます。とくに、指導教授の蓮井良憲先生に対しては、福岡大学法学部2年次（当時、蓮井先生は九州大学教授）に「商法総則・商行為法」を受講して以来、34年にわたり公私ともに育てていただきましたが、2019（令和元）年9月26日に他界され（享年97歳／圓壽院釋良憲法師）、直接献本できないことが残念でなりません。また、福岡大学法科大学院の石松

勉教授（民法）には、福岡大学大学院の先輩として長年個人的にも色々と助言をいただき、感謝の意を表します。

本書の刊行に際しては、松山大学出版助成を受けており、大学の同僚教員および職員方に対し自由な研究環境が与えられたことに御礼を申し上げます。校正段階では、同じ商法研究者で大学院後輩の嘉村雄司教授（島根大学）や松山大学の学生にも協力してもらい、本当にありがとうございました。

最後に、本書の出版を快く引き受けていただいた法律文化社の宮田憲作氏（代表取締役）、社内手続きで尽力いただいた畑 光氏（社長）および編集作業で大変お世話になった梶原有美子氏に心より感謝いたします。

2025年7月4日（米国独立記念日／満65歳誕生日）

春日の実家（ちくし台）にて

内 海 淳 一